

## 返戻金制度について

当社返戻金制度は下記となります。

雇用就職者の意思により、又は就業規則違反等の雇用就職者の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、事業主から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を事業主に払い戻すこととする。

- ・入社日から1ヶ月未満で退職した場合 … 紹介手数料の70%に相当する額
- ・入社日から1か月以上2か月未満で退職した場合 … 紹介手数料の30%に相当する額
- ・入社日から2か月以上3か月未満で退職した場合 … 紹介手数料の10%に相当する額

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。